

総

論

- 第1章 後期基本計画の性格と位置付け
- 第2章 まちづくりの経過と課題
- 第3章 将来都市像の具体化
- 第4章 重点施策
- 第5章 まちづくりの基本方針
- 第6章 まちづくりの基本的なフレーム
- 第7章 事務事業選択



第1章 後期基本計画の性格と位置付け

1 後期基本計画の性格

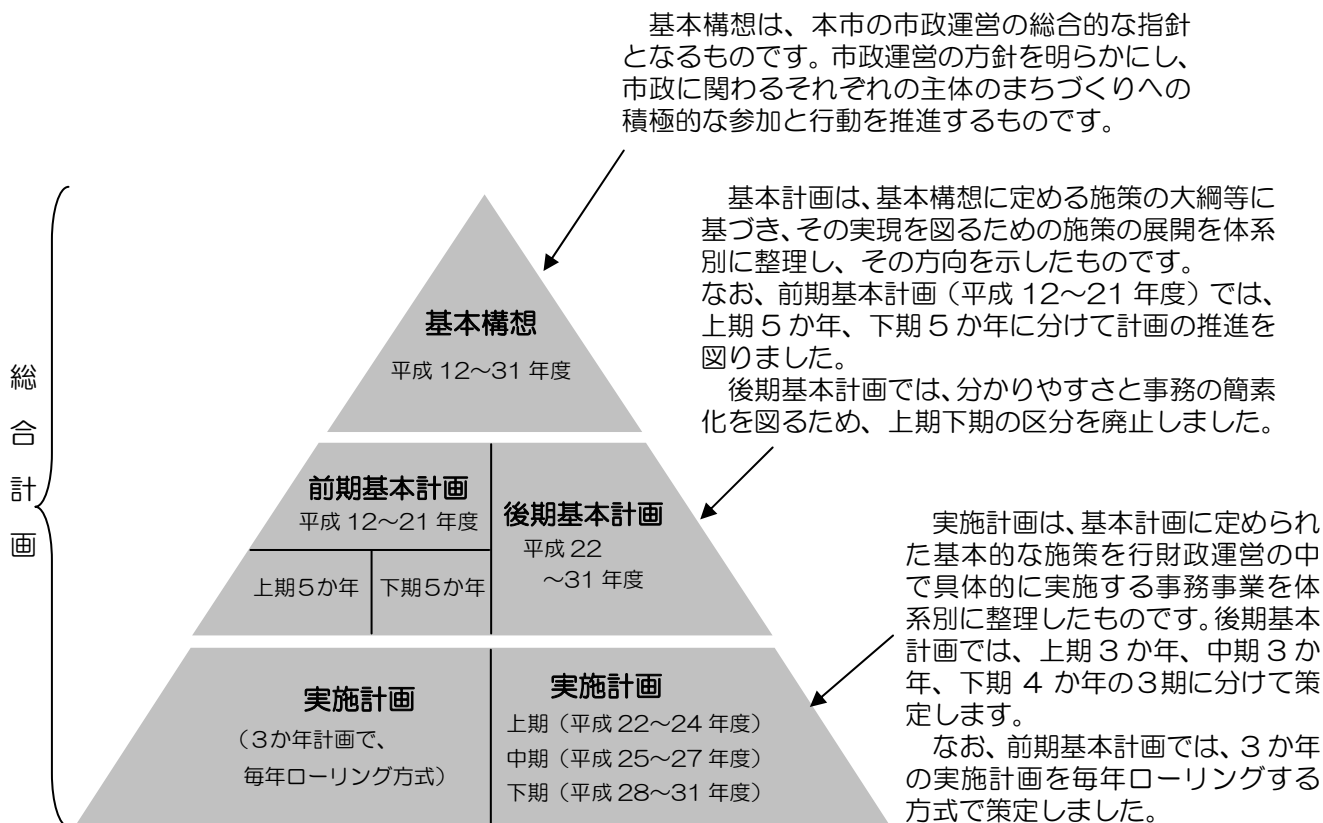
流山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」といいます。）は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく流山市総合計画基本構想（以下「基本構想」といいます。）の計画期間20年間（平成12～31年度）のうち、「後期」10年間（平成22～31年度）において実施する施策や事業の目標とその内容を定めています。基本構想は改定しませんが、後期基本計画では特に、厳しい経済情勢を踏まえ、施策の重要度や事業の費用対効果などを考慮し、施策や事業の選択と集中により、策定しました。

また、実施する事務事業の年度や財源を明らかにする流山市総合計画実施計画（以下「実施計画」といいます。）の基本となる計画であり、流山市のまちづくりの実現に向けた道筋を示す重要な計画です。

2 後期基本計画の位置付け

後期基本計画は、基本構想で示した将来都市像『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』の実現に向けた、基本構想の「施策の大綱」などにに基づき、後期における新たな施策・事業を体系的に整理したものです。

計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間とし、後期基本計画を実現するための実施計画は、上期3か年（平成22～24年度）、中期3か年（平成25～27年度）、下期4か年（平成28～31年度）の3期に分けて策定します。なお、それぞれの期間において、予測された社会経済情勢等が大きく変化し、計画内容との間にかい離が生じたときは、計画を見直すものとします。



《基本構想の概要》

基本構想（平成 12～31 年度）の概要は以下のとおりです。なお、後期基本計画では、「まちづくりのフレームと横断的課題」における将来人口を、社会経済動向を踏まえて下方修正しています。

なお、基本構想の背景や内容に影響がないことから、将来都市像や土地利用計画、実現に向けての「施策の大綱」などの見直しは行いません。

まちづくりの経過と 21 世紀への展望

前基本構想からの経過とその評価 →前基本構想で掲げた施策はおおむね達成	21 世紀への展望 →少子・高齢化 地方分権への対応 地球環境時代と持続可能なまちづくり 多様性に富んだ生活と社会 情報化社会への対応	基本構想の視点 →必要な開発と適正な保全 まちづくりのプロセス共有 民間活力の活用 コスト感覚の醸成と投資の効果的配分 状況の変化への的確な対応
--	--	---

基本理念と将来都市像

まちづくりの基本理念 →価値あるまちづくり 「人間の価値」 「自然の価値」 「文化の価値」	将来都市像 →『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを 実感できるまち「みんなであ くろう価値ある流山」』	社会・生活像 →健全なコミュニティ※の育成 生涯学習のニーズの高まり 男女共同参画社会づくり バリアフリー※のまちづくり 市民参加 国際化の進展
---	--	--

まちづくりのフレームと横断的課題

人口 →平成 32 年の将来人口を 20 万人と想定 (人口推計の見直しにより、18 万 1 千人に下方修正)	土地利用 →都市的利用と自然的利用の量的なバランスを図りつつ、低未利用地の有効利用を進め、秩序ある土地利用を形成	施策展開に当たっての横断的テーマと課題 →市民から見た時代の潮流とその課題を位置付け (25 の横断的課題)
---	---	--

施策の大綱（1～5 節）と施策の推進方策

1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山 【都市基盤の整備】 →8 本の施策	2 節 生活の豊かさを実感できる流山 【生活環境の整備】 →6 本の施策	3 節 学び、受け継がれ、進展する流山 【教育・文化の充実向上】 →6 本の施策
4 節 誰もが充実した生涯をおくることができる流山 【市民福祉の充実】 →7 本の施策	5 節 賑わいと活気に満ちた流山 【産業の振興】 →5 本の施策	施策の推進方策 公・民パートナーシップ※による構想実現と効率的、効果的行政運営【行政の充実】 →4 本の施策

3 自治基本条例と総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）

自治基本条例は、市民自治のための普遍の原則を定めた市民自治及び市政に関する最高規範性をもった条例です。

一方、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画は、本市の総合的かつ計画的な市政運営のための指針であり、各種政策、施策及び事業等の執行や各種計画等の策定の根拠となる本市の最上位計画です。

自治基本条例では、市民等、市及び議会が協働※して目指す「まちの姿」や、総合計画に基づいた各種政策等を行う際に必要となる各種制度（条例や規則、仕組み等）の根拠となる基本原則を定めています。

なお、基本計画は、地方自治法に基づく議決事件ではありませんが、平成21年3月に制定された流山市自治基本条例及び流山市議会基本条例の規定により、今回策定する「後期基本計画」から、議会の議決事件となっています。

本計画は、平成21年12月24日、流山市議会の議決を経て策定したものです。

《流山市自治基本条例より抜粋》

（目指すまちの姿）

第5条 市民等、市及び議会は協働※し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。

- （１）地域の生態系の保全と景観に配慮したまち
- （２）緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち
- （３）恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち
- （４）市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち
- （５）学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち
- （６）生涯にわたって学ぶことができるまち
- （７）歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち
- （８）子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち
- （９）健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち
- （１０）高齢者や障害者が暮らしやすいまち
- （１１）地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち
- （１２）男女共同参画社会が形成されたまち
- （１３）多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち

（総合計画）

第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。

3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。

4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

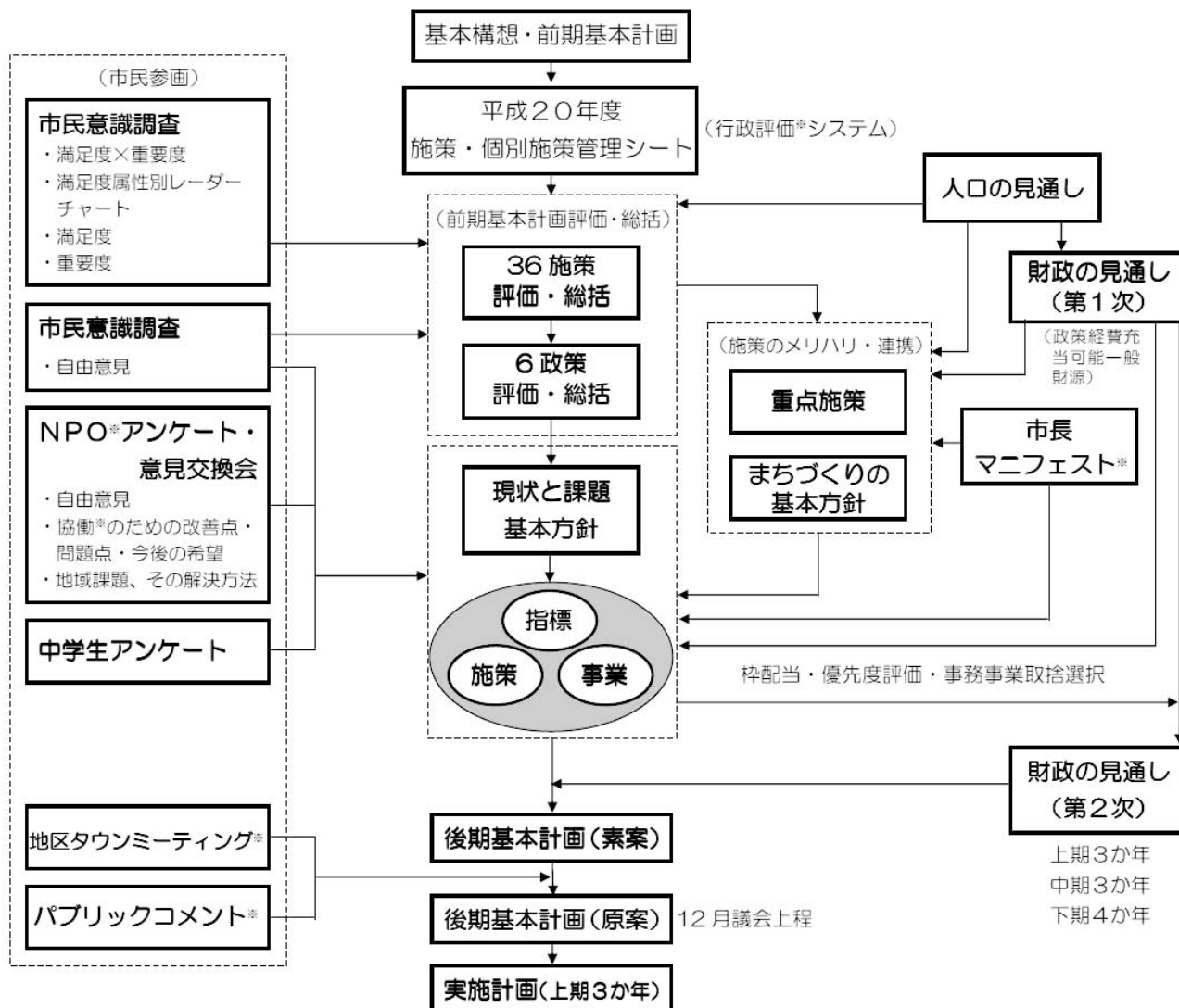
4 後期基本計画策定のプロセス

後期基本計画の策定に当たっては、多くの市民の声を反映させるため、市民意識調査やNPO※アンケート調査並びに意見交換会、中学生アンケート調査など効率的、効果的な市民参加の手法を取り入れました。

これら市民意見と合わせて、本市がこれまで積極的に進めてきた行政評価※システムを活用した流山市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」といいます。）の6つの政策（施策の大綱と施策の推進方策）及び36本の施策について評価・総括を行い、「後期」10年間における課題と課題解決のための基本方針の整理を行いました。

更に将来人口や財政状況に即した計画とするため、まちづくりの基本的なフレームとなる「人口の見通し」について、社会経済情勢の変化に即した見直しを行ったほか、「財政の見通し」についても人口の見通しに即した推計により、財源の裏付けのある計画としました。

■後期基本計画策定の流れ



第2章 まちづくりの経過と課題

1 前期基本計画の評価・総括

後期基本計画の10年間の展望する上で必要不可欠な前期基本計画（平成12～21年度）の取り組み状況及び課題を、行政評価※システムと平成20年7月実施の市民意識調査に基づき、平成20年11月に整理しました。

なお、最終的な前期基本計画の評価については、前期が平成21年度に終了することから、平成22年度に整理する予定です。

1 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

平成17年に念願のTX※が開業し、ぐりーんバス※の運行とともに、市民からも交通利便性の向上が評価されています。都市基盤整備への全般的な満足度は上昇していますが、TX※の乗り換えや下水道、生活道路については、満足度に地域的偏りがあり、特に東部地域の基盤整備が必要です。

水道事業は、石綿管改良事業を推進し、TX※沿線のまちづくりに対応した施設整備や「おおたかの森浄水場」の開設など、安全で安心な水の供給に努めています。

【重点施策】

TX※開業により交通関係の満足度は上昇しており、今後は、関連する沿線整備事業の早期完了とともに、グリーンチェーン戦略※を展開して、開発により失われた緑を再生することが課題です。



上：平成17年8月に開業したTX※

下：流山おおたかの森駅周辺で進む市街地整備

2 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）

平成20年7月実施の市民意識調査によると、「ずっと（当分）住み続けたい」という定住志向が約8割と高く、ごみ処理への満足度も上昇しています。今後は、環境基準※達成率※を堅持し、最終処分場を持たない市として、一層のごみ減量や資源化の推進が課題です。

防災備蓄倉庫や災害用井戸、消防車両の整備を進めるとともに、「安全だと感じる」市民の割合が半数以下であるため、安全対策の強化が必要です。

消費相談は複雑多様化しており、消費生活センターの相談体制の充実、相談員の資質向上、関係機関との連携強化などが課題です。

平成20年度で流山市民ふれあいセンター相馬ユートピアは所期の目的を達成したことや費用対効果から閉鎖しました。

平成19年度には、コミュニティ※審議会からコミュニティ※施策のあり方に関する答申を受け、これを踏まえた住民による新たな仕組みづくりが課題です。

【重点施策】

リサイクルプラザや新ごみ焼却施設、地域融和施設、し尿処理施設を含めた汚泥再生処理センターを建設し、ごみ減量化や資源化を推進した結果、自区内処理率を達成し、市民満足度も向上しています。平成18年度に国民保護計画※、平成18～19年度に地域防災計画を見直しており、今後は被災者救援に備えた防災備蓄倉庫の確保が課題です。平成17年から安心メール※を導入し、自主防犯パトロール



上：施設見学も可能なクリーンセンター

下：市民による安全パトロール

隊や市民安全パトロール隊を創設していますが、市民の安全への要望は高く、継続して関係機関や自治会等との協働*を進める必要があります。

3 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

学校施設の整備では、流山市学校建物耐震補強計画に基づき、計画的に学校施設の耐震化を進め、着実に成果をあげてきました。また、本市初となるPFI*事業による小山小学校等も平成21年4月に開校し、維持管理・運営を含めた評価・検証を行っています。

学校教育では、少人数指導、国際化への対応、命を大切に教育などを推進するとともに、学校サポート教員、英語活動指導員、学校サポート看護師の配置等、きめ細かな指導の充実に努めてきました。今後は個性を生かす教育の一層の推進を図るため、学校サポート教員の増員や英語活動指導員の活動内容の充実が課題です。

生涯学習施設については、平成18年に生涯学習センターを生涯学習の拠点として新設整備したほか、既存の施設についても改修・改善を実施していますが、老朽化した市民総合体育館の建替えが今後の課題です。

また、生涯学習施設の運営等では指定管理者制度*を導入しているほか、利用時間の拡大や情報の適宜適切な提供、体育・スポーツ面での利用サービスの向上に努めています。また図書館の充実が求められているなか、高校生以上の市民が無料で利用できるような市内の大学と連携しています。

国際交流は情報提供など側面支援により、市民主体の活動が推進されています。

【重点施策】

学校施設の耐震補強工事については、計画どおり平成23年度までに対象となるすべての学校建物の改修を終了する予定ですが、今後、築30～40年となる学校建物の計画的な修繕はもとより、TX*沿線の人口増加への対応や環境への配慮など、より多角的な施設整備が課題となっています。



PFI*事業で運営がスタートした小山小学校

4 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）

私立保育園4園と送迎保育ステーション*2か所の開設などで、保育施設サービスへの満足度は上昇していますが、より多くの子育て世帯に満足していただくため、保育所の待機児童の解消などに努めており、また、学童クラブについては、全小学校区に設置が実現しました。

平均寿命が県下1位となった背景には保健・福祉・医療の総合的推進があり、「生きがいを感じる高齢者」の目標数値も超えています。

健康診査やがん検診受診数が伸び、夜間や休日診療が開始され、平成19年度の健康都市宣言*とヘルスアップ事業*の開始によって健康意識も高まっています。今後も「高齢者福祉」「保健衛生・医療充実」など高い要望への対応が必要です。

【重点施策】

保育所定員の増加による保育施設サービスへの満足度は上昇しています。また、生きがいを感じる高齢者が増加するとともに、市民の健康志向が高まっています。今後は、高齢者施策を推進するとともに、TX*沿線の人口増加に対応した保育施策の充実が課題です。



上：利用者が増加する送迎保育ステーション
下：市民の健康を高めるヘルスアップ事業

5 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）

T×※開業により、流山おおたかの森駅前に大型商業施設や有力企業が進出して、商業核が形成されつつある反面、後期基本計画策定のために実施した市民意識調査では、「身近な商店街の魅力」は過去最低の評価となりました。

工業は、歴史ある企業の転出など厳しい環境となっており、市民雇用や市の自主財源※を確保していくには、企業誘致を積極的に推進していく必要があります。

平成22年度に商工会から商工会議所に移行されることにより、会員加入の増強及び事務局組織の充実が求められており、商工会議所への移行が円滑にできるよう事務局の組織機能強化対策を支援する必要があります。

農業は、市民農園や体験農園（新川耕地）による「ふれあい農業」への満足度が高い一方、所得向上や遊休農地、地産地消※、認定農業者など課題も多く、平成19年に策定された農業振興基本指針による都市型農業の推進が必要です。

観光は、参加体験型イベントの開催などが必要です。

【重点施策】

厳しい環境下における課題解決を図るため、産業振興審議会を立ち上げ、各種産業振興施策についての検討がなされました。また、流山インターチェンジ中心部に物流センターが竣工したほか、企業の本社機能や研究所を誘致しました。今後は、本市産業が持続的な発展を遂げていくために、新たな産業の創出の仕組みづくりに努めていくほか、本市の都市イメージである良質な住宅都市に合致した企業の誘致が課題となっています。



上：市民で賑わう流山おおたかの森駅前
下：人気が高まる体験農園

公・民パートナーシップ※による構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）

地方分権一括法※の施行を契機とした市民参加や協働※によるまちづくりへの要望の高まりに対応して、市民活動推進センターの設置、パブリックコメント※制度や指定管理者制度※の導入、タウンミーティング※や市ホームページの充実など、市民やNPO※の参加や協働※を推進しています。

流山市自治基本条例と流山市議会基本条例は、平成21年3月に議会で同時可決され、市民自治、市民協働※と市民に開かれた議会運営を推進しています。

財政運営は、新行財政改革実行プラン※を実践中ですが、今後も一層の行財政改革と事務の効率化が必要です。

人件費については、定員適正化計画※の着実な実行により、市民税収入に対する人件費割合の抑制を図りました。

予算編成に関しては3社以上からの見積もりを取ることを徹底し、限られた財源の有効配分に努めました。

入札制度に関しては、建設工事部門で平成19年6月から電子入札を導入したほか、一般競争入札の範囲を130万円以上に拡大し経費削減を図りました。また、基幹系システムの電算業務委託は、昭和52年から続いた随意契約を見直し、総合評価一般競争入札を実施した結果、大幅な経費削減を図ることができました。

男女共同参画プラン※は未達成部分が多く、特に、審議会における女性登用が行政の努力課題です。



自治基本条例策定時の啓発活動

2 前期基本計画下期5か年計画「重点プロジェクト」の評価

前期基本計画では「パイロットプラン21※」が位置付けられ、横断的な課題に対応するため、それぞれの行政分野において関連する各種施策を有機的に連携させて、総合的な行政効果をあげることとしていました。前期基本計画の下期5か年計画（平成17～21年度）では、この「パイロットプラン21※」を「重点プロジェクト」に置き換え、その推進を図ってきました。ここでは「重点プロジェクト」の取り組み状況及び今後の対応を整理しました。

「重点プロジェクト」は、6つのテーマと29の構成施策からなり、29の構成施策のうち6施策が「策定済（制定済、整備済）」、23施策が「実施中」であり、「未着手」の施策はありませんでした。完了していない構成施策については「継続実施」することとしています。

なお、最終的な下期5か年計画「重点プロジェクト」の評価については、前期基本計画の評価と同様に、前期が平成21年度に終了することから、平成22年度に整理する予定です。

（1）緑と水辺が親しめるまちづくり

緑の基本計画については、市民検討委員会を開催し市民参加により策定し、また、景観条例の制定も完了しており、これらの計画等に基づく事業を展開していくことが課題です。

また、公園緑地の整備や道路や河川の緑化、民有地の緑地保全、保存樹林・樹木※の保存、緑豊かな住環境の整備、江戸川・利根運河等の水辺・周辺環境整備などの事業を実施しており、これらの効果は「市内の緑に満足している市民の割合」や「河川と河川周辺の自然に対する満足度」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後もこのような取り組みを通じて、緑豊かな良好な都市環境を形成していくことが課題です。

（2）子どもの未来を育むまちづくり

駅前保育※サービス施設の整備については、流山おおたかの森駅前及び南流山駅前に送迎保育ステーション※を設置し、事業を実施しており、引き続きその充実を図っていくことが課題です。また、学童保育※の充実については、小山小学校校舎建設に伴い学童クラブの併設、公立教育機関の内容の充実については、予防的・開発的カウンセリングの推進、特色ある教育の推進については、家庭や地域との連携を強化しており、今後とも継続して実施していく必要があります。これらの効果は「子育てがしやすいまちだと思える保護者の割合」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後もこのような取り組みを通じて、安心して子育てができるまちづくりを推進していくことが課題です。

なお、民間の教育機関の誘致については、実施中ですが、今後も、実現に向けた取り組みに努めていきます。

（3）安心安全のまちづくり

震災対策については教育施設や公共施設の耐震化を進めるなどその推進を図ってきました。特に、小中学校の耐震改修整備には力を入れてきており、その早期完了が課題となっています。防犯パトロール活動については市民安全パトロール隊の活動支援、防犯対策の充実については、安心メール※への取り組みなど、いずれも実施中であり、継続して実施していくことが課題です。これらの効果は自主防犯パトロール隊の増加や「流山市が交通安全や犯罪に関して安全だと感じる市民の割合」といった「まちづ

くり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後も、このような取り組みを通じて、市民が安心して安全にらせるまちづくりを推進していくことが課題です。

（４）健康・いきいきまちづくり

流山市では、健康都市宣言※を行い、全市をあげて健康都市づくりに取り組むなど、健康増進や体力づくりの推進、高齢者や障害者支援、健康問題に対する啓発活動など、市民の健康づくりを推進してきました。これらの効果は「健康維持・増進のため日頃から何かを行っている市民の割合」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果などからも読み取れますが、今後もこのような取り組みを通じて、市民が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが課題です。

地産地消※の推進については、地場農産物を学校給食に利用している小中学校数も着実に増加しており、継続して実施していくことが求められています。

（５）活力のあるまちづくり

新川耕地有効活用については、有効活用にむけた調査の実施、流山インターチェンジ中心部に物流センターが整備されるなど、事業が推進されており、今後とも事業の推進を図っていくことが課題です。

また、ＴＸ※沿線土地区画整理事業の推進については、区域外を含めて人口の増加が見られ、その効果は人口の増加に現れています。流山おおたかの森駅周辺にはおおたかの森ショッピングセンターが立地するなど中心核の形成が進められているほか、流山セントラルパーク駅周辺には地域生活拠点の形成に向けた取り組みを推進しており、その実現が課題です。

良質なまちづくり、活力あるまちづくりに向け、ＴＸ※沿線地区等のまちづくりの事業を推進していく必要があります。

（６）市民が主役のまちづくり

流山市自治基本条例の制定については、積極的な市民参加による制定作業を行い、平成 21 年 4 月に施行されました。今後、条例の周知を図るなど、市民自治によるまちづくりの推進に向けて取り組んでいく必要があります。

市民との協働※によるまちづくりの推進や情報提供網の整備、市民参加への機会の充実については、市民活動推進センターの設置、タウンミーティング※の開催など、それぞれ推進してきました。

これらの効果は、「市政に参加しやすいと感じる市民の割合」といった「まちづくり達成度アンケート※」の結果や市民活動団体の増加などからも読み取れますが、今後は自治基本条例を基本としながら、これまで以上に市民が主役のまちづくりを推進していくことが課題です。



NPOの紹介ブースに集まる市民
（地域デビューのための見本市より）

3 時代の潮流（3つのパラダイム※）

流山市の今後 10 年のまちづくりを考えるに当たり、踏まえるべき重要なパラダイム※（課題）として、「長寿・人口減少社会の到来」、「深刻化する地球温暖化」、「地方分権の進展」の3つがあげられます。

これらは、前期基本計画策定時にも重要とされた課題ですが、ここでさらに深化したものと捉え直します。

なお、上記以外で基本構想に提示した「多様性に富んだ生活と社会」については、流山市自治基本条例の1つの柱でもある市民協働※の実現に向けて、「情報化社会への対応」については、ICT※社会の実現に向けて、それぞれ積極的に取り組みが行われています。

①長寿・人口減少社会の到来

団塊の世代が高齢者の仲間入りをするることによる急激な高齢化の進行、歯止めのない全国的な人口減少社会の到来、改善しない出生率等の問題がより深刻化しています。

他都市と比べて長寿を誇る流山市では、高齢者も安心していきいきと暮らせる長寿社会づくりの更なる充実が、今後の重要な課題です。

人口減少社会に対応して、継続して子育てを強力に支援し、将来の流山を支える世代を健全に育成します。

また、少子・高齢化など地域社会の様々な変化に柔軟に対応できるまちづくりやコミュニティ※の形成、更には、保健・医療・福祉体制の連携強化による新しい地域の安心ネットワークの構築が求められています。

②深刻化する地球温暖化

地球温暖化は、洪水や干ばつの頻発などの異常気象をもたらすのみならず、生態系の変化、伝染病の拡大、水・食料不足など、人の健康や社会経済のあらゆる分野に深刻な影響を与えると予測されます。この温暖化を抑制するため、低炭素社会※を目指して、国際協力の下、様々な取り組みが行われていますが、未だに温室効果ガス※排出量の増加にストップがかからない状況です。

市民がこうした環境問題に関心を寄せ、自らの問題として捉え、太陽光発電などの自然エネルギー・省エネルギー設備の設置、ノーマイカー運動への協力と公共交通機関の利用、身近な緑の保全・再生などを進めることが重要です。また、日常生活において環境家計簿※をつけて節水節電に心掛けたり、マイバッグの持参などにより、ごみの減量・資源化に協力したりするなど、一人ひとりのエコ活動が、地球を救う一番有効な手立てであることを認識して、地域ぐるみの環境対策に積極的に参加することが求められています。

流山市では、特に一般家庭からの温室効果ガス※の排出量が多い※ことから、市としてもその削減のための取り組みを促進することが求められています。

※一般家庭からの温室効果ガス※の排出量が多い：民生（家庭・業務）部門の温室効果ガス※排出量は、全体量の約44%を占めている。（「流山市環境白書※平成20年版」平成18年度実績より）

③地方分権の進展

地方分権改革は、平成 12 年の地方分権一括法※の施行とその具体化により、三位一体改革※等を経て、その第 1 期が終了し、現在、第 2 期の地方分権改革が始まったところです。

回復の兆しが現れた矢先の世界的な金融危機により、再び深刻化している経済情勢下、地方分権の確立へ向けて、自治体の「経営力」が試される重要な時期に直面しています。

行財政改革の推進と事務事業の見直し、地元産業の振興による財源の確保などによって、健全財政を保ちながら、流山市自治基本条例の活用など市民との協働※を進めて、地域の実情に合った公共サービスを提供し続けていくことが求められています。



流山市の大動脈となったＴＸ※



市民の力で残された市野谷の森

第3章 将来都市像の具体化

基本構想で定めた将来都市像 『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』 の実現に向けて、後期基本計画では、具体的な都市のイメージを

『 都心から一番近い森のまち 』

とします。これは、人にも自然にも優しいまち、都心から一番近い便利で心やすらぐ森のまちを表したものです。

歴史や文化を大切にするとともに、T X*開通により都心と 20 分台で結ばれた効果を最大限に活かすまちづくりを推進し、一方では、県立市野谷の森公園や運動公園などの残された緑を守り、グリーンチェーン戦略*や市街地内CO₂ 吸収源*倍增事業の展開などにより失われた緑を回復させ、緑豊かなまちを実現します。

豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」

基本構想（平成 12～31 年度）

前期基本計画（平成 12～21 年度）

後期基本計画（平成 22～31 年度）

都心から一番近い森のまち

《流山市自治基本条例・前文より》

わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。

わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。



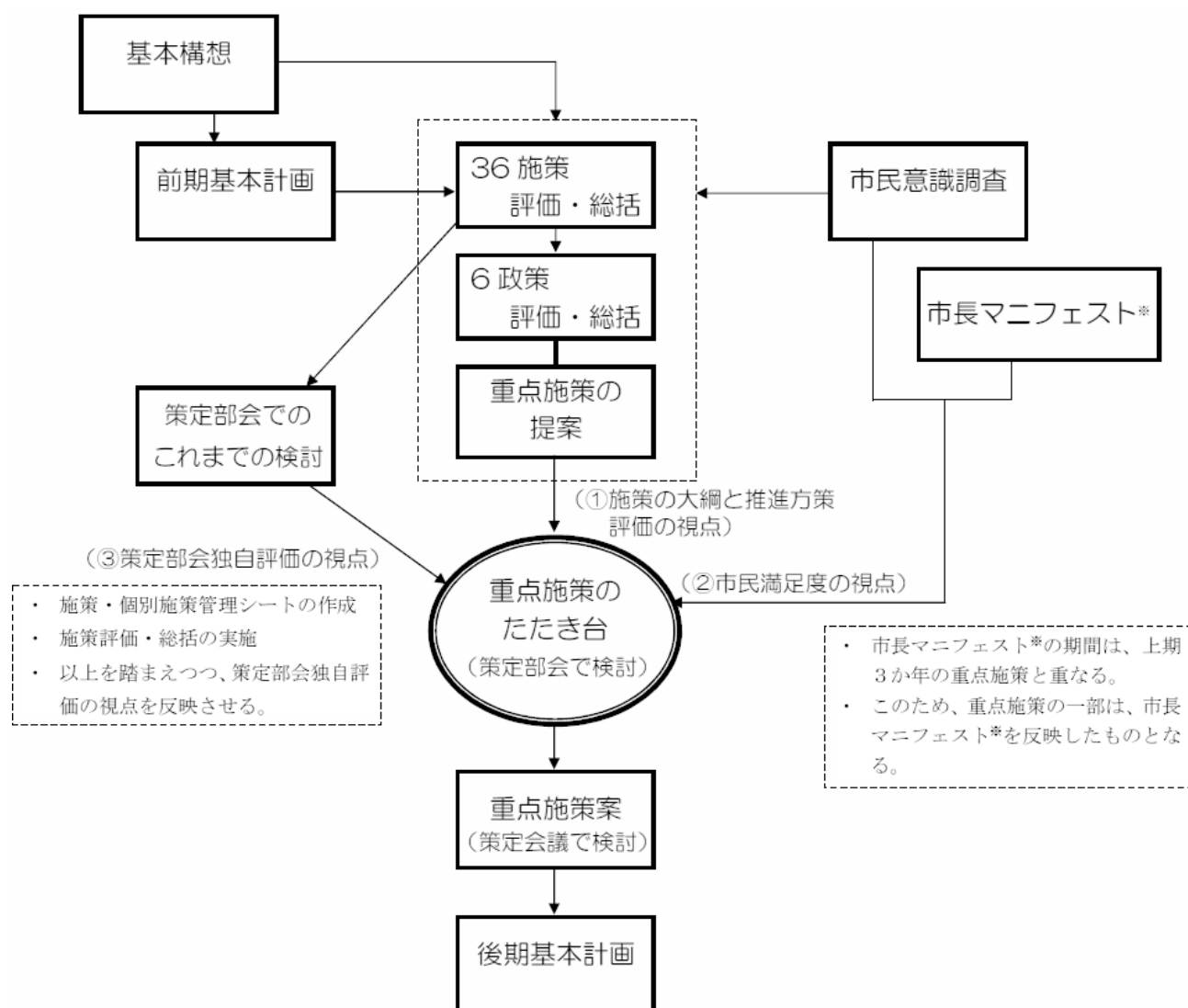
イベントで賑わう流山おおたかの森駅前

第4章 重点施策

基本構想に定める6つの政策（施策の大綱と施策の推進方策）を構成する36本の施策のうち、後期基本計画期間中に特に重点的に取り組む施策として、13本の施策を重点施策に位置付けます。重点施策の選定は、下図に示す流れで作業を行っており、選定方法としては、前期基本計画における重点施策としての位置付けの有無や市民の意見、市長マニフェスト※での位置付け等を踏まえています。

なお、重点施策については、選択と集中の観点から、予算配分等において重点化を図ります。

■重点施策選定の流れ



■施策の体系と重点施策

政 策	施 策			
	項	施策 番号	施 策 名	重点 施策
1 節 整備・開発と自然環境の バランスがとれた流山 (都市基盤の整備)	1項	1-1	生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	○
	2項	1-2	地域特性に合った良好な市街地整備	○
	3項	1-3	個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	
	4項	1-4	快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	
	5項	1-5	土地利用・生活環境に配慮した道路整備	○
	6項	1-6	安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備	
	7項	1-7	水需要に応じた水道事業の展開	
	8項	1-8	利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実	○
2 節 生活の豊かさを実感できる 流山 (生活環境の整備)	1項	2-1	豊かで美しい生活環境の創造	
	2項	2-2	環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	
	3項	2-3	自然災害・都市災害への備えと予防	○
	4項	2-4	日常生活での安全性と快適性の確保	○
	5項	2-5	賢い消費者の育成	
	6項	2-6	市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティ※の推進	
3 節 学び、受け継がれ、進展する 流山 (教育・文化の充実向上)	1項	3-1	いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進	
	2項	3-2	個性を生かす教育環境の基盤充実	○
	3項	3-3	次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	
	4項	3-4	ながれやま市民文化の継承と醸成	
	5項	3-5	スポーツ活動の基盤づくり	○
	6項	3-6	国際社会への対応	
4 節 誰もが充実した生涯を おくることのできる流山 (市民福祉の充実)	1項	4-1	安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	○
	2項	4-2	高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	○
	3項	4-3	誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	
	4項	4-4	健康で明るい暮らしづくり	○
	5項	4-5	地域で支える福祉のまちづくり	
	6項	4-6	バリアフリー※のまちづくり	
	7項	4-7	誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり	
5 節 賑わいと活気に満ちた流山 (産業の振興)	1項	5-1	商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化	○
	2項	5-2	工業の強化と新たな産業の創造	○
	3項	5-3	誰もが安心して働ける環境・基盤づくり	
	4項	5-4	多様な方面からの農業の振興	
	5項	5-5	特色ある観光の育成と創設	
施策の推進方策 公・民パートナーシップ※ による構想実現と効率的、 効果的行政運営 (行政の充実)	1項	6-1	市民参加の地域社会づくり	
	2項	6-2	健全で効率的な行政運営	
	3項	6-3	地方分権・広域行政への取組	
	4項	6-4	男女共同参画社会づくり	

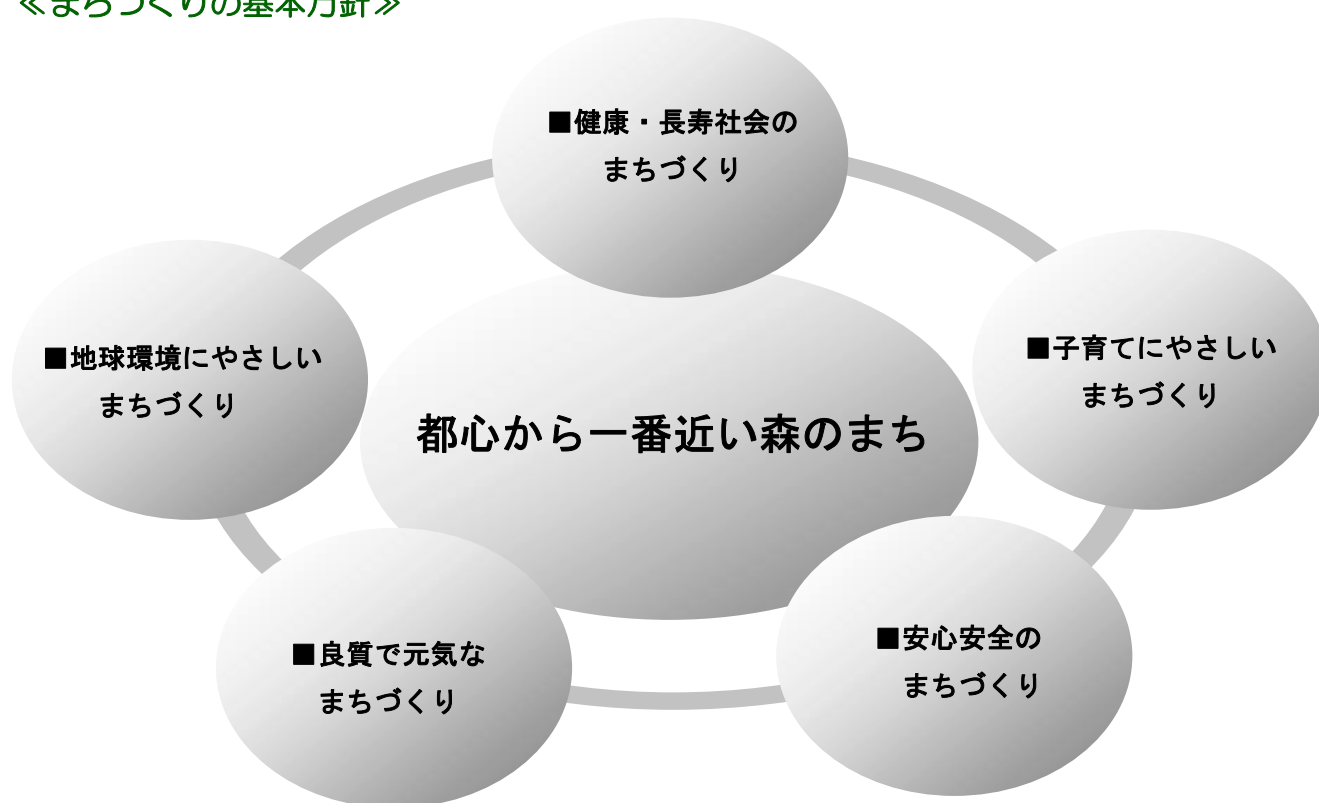
第5章 まちづくりの基本方針

後期基本計画が目指す「都心から一番近い森のまち」の実現を図るため、「まちづくりの基本方針」を定め、市民自治、市民協働※のもとに全施策を推進していきます。

これらは、時代の潮流（3つのパラダイム※）を再認識するとともに、前期基本計画における下期5か年計画「重点プロジェクト」を評価・総括した結果を踏まえて、5つの「まちづくりの基本方針」として再構築したものです。

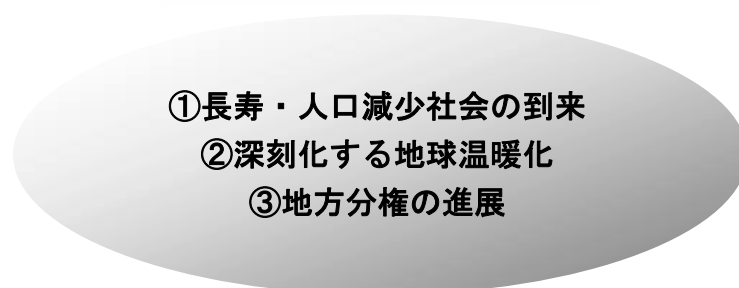
また、この基本方針を、すべての施策を推進する際に配慮すべき方針として全施策への浸透を図り、36本の施策を有機的に連携しながら効果的なまちづくりを進めます。

《まちづくりの基本方針》



市民自治、市民協働※のもとに推進

《時代の潮流（3つのパラダイム※）》



《まちづくりの基本方針》

■健康・長寿社会のまちづくり

一人ひとりが健康への意識を高めるとともに、誰もが住みなれた地域で自立して生活できるよう、長寿社会や人口減少など、変貌する社会状況を的確に把握し、地域生活への支援施策を充実します。

＊健康増進施策の推進、スポーツや文化施設の充実、市民がいきいきと活動できる場づくりの推進、保健指導の充実、バリアフリー＊意識の啓発、自立生活への支援の充実、コミュニティ＊の推進、高齢者や障害者の移動支援の充実、生きがいづくりの推進、生活相談の充実など

■子育てにやさしいまちづくり

子育て支援を充実するとともに、すべての子育て世代が子どもを健やかに育てられる環境をつくり、安心して子育てできるまちづくりを進めます。

＊教育の充実、保育サービスの充実、学童保育＊の充実、子どもや妊婦の保健・医療の充実、子育てニーズの把握、子育て情報や相談の充実、地域ぐるみの子育ての推進など

■安心安全のまちづくり

大地震の発生が予測される中、市民の生命と財産を守る施策を一層進めるとともに、警察や自治会等との連携を強化して、防犯パトロールなどの防犯対策を充実します。

＊防犯対策の強化、自然災害対策の充実、公共施設耐震化の推進、住宅の耐震化の促進、予防医療や救急医療体制の充実、新型インフルエンザ＊等の感染症対策の強化、交通安全対策の強化など

■良質で元気なまちづくり

緑の多い住環境と良質な暮らしの実現によって、誰もが住んでみたい、住んでよかった、住み続けたと思う、効率的な健全運営に支えられた活力あるまちづくりを目指します。

＊良好な景観の形成、緑化の推進、地域産業の活性化、都市計画の推進、都市基盤の整備など

■地球環境にやさしいまちづくり

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガス＊の排出量を削減するため、行政や企業、個人が、それぞれの役割に応じた取り組みを進めることにより、かけがえのない環境を次世代に引き継ぎます。

＊地球温暖化対策奨励事業の実施、緑化の推進、環境教育の推進、自転車利用・ノーマイカーの推進、公共交通機関の充実と利用促進、エコアクション21＊の推進など

《リーディング事業》

「まちづくりの基本方針」を具体化するため、後期基本計画の実施計画において「リーディング事業」を位置付け、合わせてその進捗状況等を管理します。「リーディング事業」の選定に当たっては、複数の「まちづくりの基本方針」の実現に寄与する事業とし、各実施計画期間で、それぞれ概ね10本程度の事業数とします。

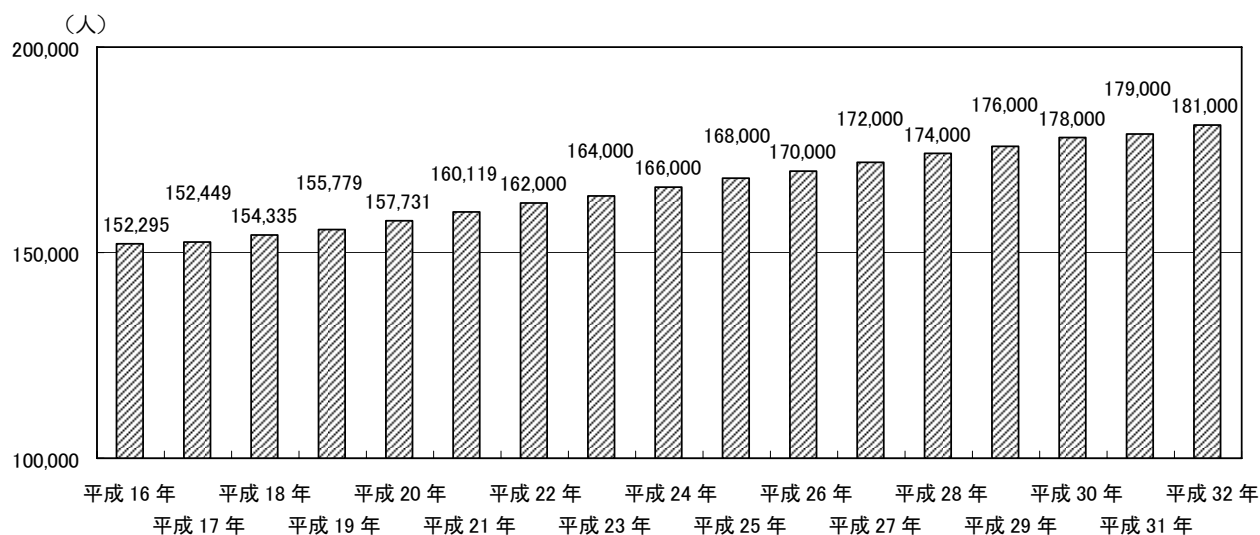
なお、選定した「リーディング事業」は、各年度の予算編成作業における事務事業選択の際に、「まちづくりの基本方針」を推進するための先導的な役割を担う最優先事業と位置付けます。

想定される事業としては、「ぐりーんバス＊運行」、「グリーンチェーン戦略＊」、「駅前保育＊」、「米飯給食における地産地消推進事業」などが考えられます。

第6章 まちづくりの基本的なフレーム

1 人口の見通し

平成31年度末（平成32年4月1日）の人口の見通しは、約18万1千人を見込みます。なお、基本構想で位置付けている想定人口20万人は、TX※沿線開発等による効果を精査するとともに、平成20年秋に顕在化した世界金融危機による景気後退等を踏まえ、下方修正するものです。



単位：人、％

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年
総人口	160,119	162,000	164,000	166,000	168,000	170,000	172,000	174,000	176,000	178,000	179,000	181,000
0～14歳	21,640	21,800	22,000	22,200	22,400	22,500	22,700	22,700	22,700	22,700	22,400	22,400
構成比	13.5	13.4	13.4	13.4	13.3	13.2	13.2	13.0	12.9	12.8	12.5	12.4
15～64歳	106,850	107,100	107,900	107,800	107,400	107,100	107,200	107,600	108,200	109,000	109,600	110,600
構成比	66.7	66.1	65.7	64.9	63.9	63.1	62.3	61.8	61.4	61.2	61.2	61.1
65歳以上	31,629	33,200	34,200	36,000	38,200	40,300	42,200	43,700	45,100	46,300	47,000	48,000
構成比	19.8	20.5	20.9	21.7	22.8	23.7	24.5	25.1	25.6	26.0	26.3	26.5

各年4月1日現在

※総人口については、推計値の100の位を四捨五入し1,000人単位で表示した公表値を表示してあります。年齢別の内訳人口については、総人口に合わせて100人単位で調整して表示してあります。このため、推計値の単純な四捨五入となっていない場合があります。

2 財政の見通し

10年間の財政の見通しは、一般会計で歳入・歳出ともに約3,840億円を見込みます。将来前提となる社会経済状況等が大きく変化し、計画内容とかい離が生じた場合にはこれを見直します。

■一般会計【歳入】の見通し

単位：百万円、%

区 分		後期基本計画(平成22～31年度)						後期合計	
		上期 (平成22～24年度)		中期 (平成25～27年度)		下期 (平成28～31年度)			
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
自主財源※	市税	67,601	57.63%	71,598	62.67%	99,325	65.05%	238,524	62.08%
	分担金及び負担金	1,775	1.51%	1,893	1.66%	2,729	1.79%	6,397	1.66%
	使用料及び手数料	1,741	1.48%	1,733	1.52%	2,271	1.49%	5,745	1.50%
	財産収入	206	0.18%	156	0.14%	208	0.14%	570	0.15%
	寄附金	519	0.44%	16	0.01%	24	0.02%	559	0.15%
	繰入金	5,579	4.76%	381	0.33%	235	0.15%	6,195	1.61%
	繰越金	1,800	1.53%	1,800	1.58%	2,400	1.57%	6,000	1.56%
	諸収入	1,330	1.13%	1,044	0.91%	1,531	1.00%	3,905	1.02%
	小計	80,551	68.67%	78,621	68.81%	108,723	71.21%	267,895	69.72%
依存財源※	地方譲与税	1,200	1.02%	1,200	1.05%	1,600	1.05%	4,000	1.04%
	利子割交付金	300	0.26%	300	0.26%	400	0.26%	1,000	0.26%
	配当割交付金	150	0.13%	150	0.13%	200	0.13%	500	0.13%
	株式等譲渡所得割交付金	60	0.05%	60	0.05%	80	0.05%	200	0.05%
	地方消費税交付金	3,150	2.69%	3,150	2.76%	4,200	2.75%	10,500	2.73%
	自動車取得税交付金	660	0.56%	660	0.58%	880	0.58%	2,200	0.57%
	地方特例交付金	480	0.41%	480	0.42%	540	0.35%	1,500	0.39%
	地方交付税	3,090	2.63%	1,600	1.40%	1,400	0.92%	6,090	1.58%
	交通安全対策特別交付金	61	0.05%	60	0.05%	80	0.05%	201	0.05%
	国庫支出金	12,191	10.39%	12,752	11.16%	16,426	10.76%	41,369	10.77%
	県支出金	5,762	4.91%	5,517	4.83%	7,660	5.02%	18,939	4.93%
	市債※	9,651	8.23%	9,704	8.49%	10,490	6.87%	29,845	7.77%
	小計	36,755	31.33%	35,633	31.19%	43,956	28.79%	116,344	30.28%
歳入合計		117,306	100.00%	114,254	100.00%	152,679	100.00%	384,239	100.00%

*表の「上期」「中期」「下期」は、実施計画の上期3か年、中期3か年、下期4か年を表したものです。

《一般会計【歳入】の用語説明》

- 自主財源***／地方公共団体が自主的に収入することができる財源のことです。具体的には、市税、使用料、手数料、財産収入、基金からの繰入金、前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入などをいいます。

○市税 市税には大きく 5 つの税金があります。

- ・市民税／流山市に住んでいる方や会社からいただく税金
- ・固定資産税／土地や家屋など、固定資産を持っている方からいただく税金
- ・都市計画税／市街化区域内に土地や家屋を持っている方からいただく税金
- ・市たばこ税／たばこを買った方からいただく税金
- ・軽自動車税／バイクや軽自動車を持っている方からいただく税金

○分担金及び負担金／特定の事業に必要な経費を負担していただきます。例：保育所の保育料

○使用料及び手数料／市の施設を利用した時、市の証明書類の発行を受けた時などにいただきます。

○財産収入／市の財産の貸付けや売買等により生じた収入です。

○寄附金／市民等の自由意思により金銭等が無償譲渡されたものです。

○繰入金／市が持っている基金（特定の目的や不測の事態に備えて積み立てておく預金のようなもの）を取り崩したお金です。

○繰越金／前年度から繰り越したお金などです。繰越金は、前年度の収入総額－支出総額で計算します。

○諸収入／他のいずれの歳入科目にも組み入れることのできない収入です。

- 依存財源***／国や県から交付される財源などのことです。具体的には、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税や市債*などをいいます。

○地方譲与税～地方特例交付金まで／国や県で集めた税金のうち、法令で定められた分が市に交付されます。

○地方交付税 普通交付税と特別交付税があります。

- ・普通交付税／国が算定した標準的な支出が収入を上回る地方公共団体に交付されます。
- ・特別交付税／普通交付税における標準的な基準ではとらえきれない特別な事情がある地方公共団体に交付されます。

○国庫支出金、県支出金／特定の事業など、国や県から用途を指定されて交付されます。

○市債*／市の借金です。施設の建設や改修には多額の費用がかかります。このため現在の市民の皆さんだけでなく、将来の市民の皆さんにも公平に負担していただくよう、借金をしています。最近では国の財政事情により、本来なら税金や地方交付税として入ってくるお金が入ってこないことがあります。その分も借金で補っています。

■一般会計【歳出】の見通し

単位：百万円、%

区 分		上期 (平成22～24年度)		中期 (平成25～27年度)		下期 (平成28～31年度)		後期合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
消費的経費	人件費	26,588	22.67%	24,213	21.19%	28,271	18.52%	79,072	20.58%
	物件費	19,985	17.04%	20,003	17.51%	27,122	17.76%	67,110	17.47%
	維持補修費	2,804	2.39%	2,241	1.96%	2,539	1.66%	7,584	1.97%
	扶助費※	18,864	16.08%	19,592	17.15%	26,923	17.63%	65,379	17.02%
	補助費等	7,663	6.53%	7,914	6.93%	11,269	7.38%	26,846	6.99%
	小計	75,904	64.71%	73,963	64.74%	96,124	62.96%	245,991	64.02%
普通建設事業費		15,878	13.54%	14,318	12.53%	17,837	11.68%	48,033	12.50%
その他	公債費※	11,563	9.86%	12,044	10.54%	14,994	9.82%	38,601	10.05%
	積立金	780	0.67%	571	0.50%	5,671	3.71%	7,022	1.83%
	投資・出資・貸付金	653	0.56%	644	0.56%	869	0.57%	2,166	0.56%
	繰出金	12,228	10.42%	12,414	10.87%	16,784	10.99%	41,426	10.78%
	予備費	300	0.26%	300	0.26%	400	0.26%	1,000	0.26%
	小計	25,524	21.76%	25,973	22.73%	38,718	25.36%	90,215	23.48%
歳出合計		117,306	100.00%	114,254	100.00%	152,679	100.00%	384,239	100.00%

《一般会計【歳出】の用語説明》

○人件費／市長や市議会議員、市役所で働いている職員に支払う給料、手当、共済費などです。

○物件費／専門業者に仕事を委託したり、業務で使用する機械を借りたりする費用です。

○維持補修費／道路や学校などの施設の維持補修をするための費用です。

○扶助費※／子どものいる方、障害を持った方、高齢者の方などの生活をサポートする費用です。

○補助費等／国や県へ負担するお金、流山市がほかの市と共同で運営している火葬場などの費用に対して支出しています。

○普通建設事業費／道路や学校などの施設建設や改修をする費用です。

○公債費※／借金（市債※）の返済のための費用です。

○積立金／寄附があった時や収入の見込みが支出を上回り差額が出た時に、有事に備えて貯金をしておく費用です。

○投資・出資・貸付金／公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出せん金や住宅新築資金等の貸付金や土地開発公社への貸付金などです。

○繰出金／特別会計に対して一般会計から支出する費用です。特別会計は一般会計とは区別して処理するための会計で、法律で義務づけられているものもあります。

○予備費／緊急な時に対応するために準備している費用です。

■各会計(特別会計・企業会計)の見通し

単位:百万円、%

区 分		上期 (平成22～24年度)		中期 (平成25～27年度)		下期 (平成28～31年度)		後期合計	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般会計	一般会計	117,306	51.76%	114,254	49.36%	152,679	47.96%	384,239	49.49%
	(うち特別会計への繰入金)	12,228	5.40%	12,414	5.36%	16,784	5.27%	41,426	5.34%
特別会計	介護保険特別会計	21,895	9.66%	24,625	10.64%	36,915	11.60%	83,435	10.75%
	(うち一般会計からの繰入金)	3,462	1.53%	3,876	1.67%	5,765	1.81%	13,103	1.69%
	老人保健医療特別会計	38	0.02%		0.00%		0.00%	38	0.00%
	(うち一般会計からの繰入金)	38	0.02%		0.00%		0.00%	38	0.00%
	後期高齢者医療特別会計	4,178	1.84%	4,928	2.13%	8,184	2.57%	17,290	2.23%
	(うち一般会計からの繰入金)	742	0.33%	835	0.36%	1,309	0.41%	2,886	0.37%
	国民健康保険特別会計	44,635	19.69%	50,598	21.86%	79,835	25.08%	175,068	22.55%
	(うち一般会計からの繰入金)	2,485	1.10%	2,755	1.19%	4,145	1.30%	9,385	1.21%
	西平井・鰯ヶ崎 土地区画整理事業特別会計	4,977	2.20%	4,878	2.11%	2,120	0.67%	11,975	1.54%
	(うち一般会計からの繰入金)	1,425	0.63%	661	0.29%	236	0.07%	2,322	0.30%
	公共下水道特別会計	17,620	7.77%	16,809	7.26%	19,702	6.19%	54,131	6.97%
	(うち一般会計からの繰入金)	4,076	1.80%	4,287	1.85%	5,329	1.67%	13,692	1.76%
	特別会計合計	93,343	41.18%	101,838	44.00%	146,756	46.10%	341,937	44.04%
	(うち一般会計からの繰入金)	12,228	5.40%	12,414	5.36%	16,784	5.27%	41,426	5.34%
企業会計	水道事業会計	15,995	7.06%	15,366	6.64%	18,889	5.93%	50,250	6.47%
一般会計・特別会計・企業会計合計		226,644	100.00%	231,458	100.00%	318,324	100.00%	776,426	100.00%

《各会計(特別会計・企業会計)の用語説明》

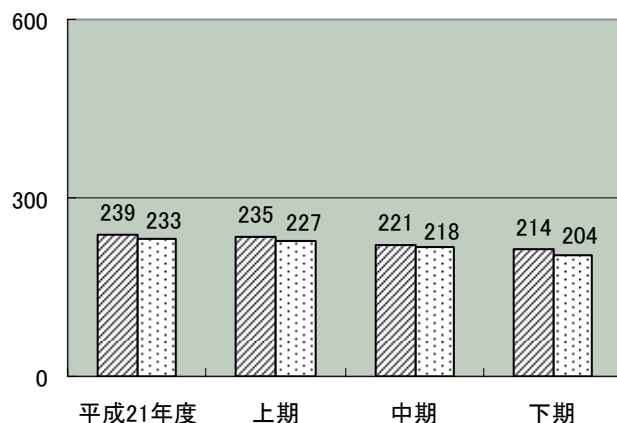
○繰入金／特別会計が、一般会計から収入するお金です。法律で定められているものもあります。

■市民一人当たりの財政規模・市債※残高

【一般会計】

▨ 財政規模 □ 市債残高

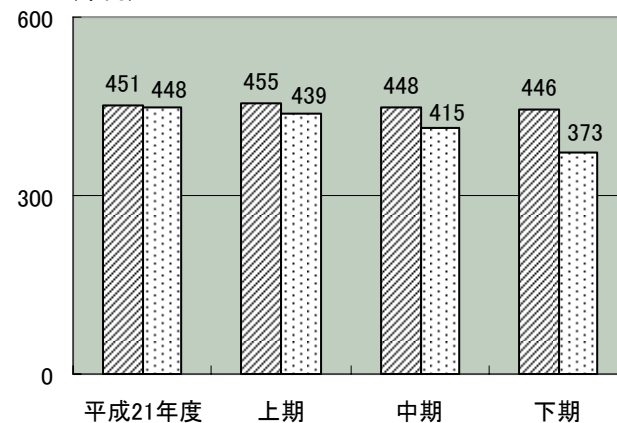
(千円)



【全会計】

▨ 財政規模 □ 市債残高

(千円)



*算出式は、(各期の財政規模(市債※)の見通しの1年当たりの額/各期の人口の見通しの平均)

第7章 事務事業選択

少子・高齢化の進展により、今後は右肩上がりの経済状況が見込めない中、後期基本計画の策定に当たっては、第6章で検討した「財政の見通し」に基づく選択と集中により、策定を進めました。

具体的には、各部局からの概算要望事業について、財政的視点、行政評価※の視点、政策的視点、実現性の視点の4視点で定量的に評価し、事業の取捨選択を行いました。取捨選択に当たっては、企画財政部門による事業調整の後、第4章で検討した13本の「重点施策」に重点財源配分した枠配当に基づき、各施策主管課長が中心となった優先度評価会議により調整を行うという手法を採用しました。

その結果、およそ1,000件の事務事業が後期基本計画に位置付けられました。

後期基本計画の実施においては、別途策定する実施予定年度を明記した実施計画に基づき、各年度の予算を編成し、事業を実施していきます。また、行政評価※システムや市民満足度調査を活用して施策や事業の貢献度を評価し、その結果を実施計画や予算に反映していく仕組みを構築して、市民満足度の向上に努めます。

